

入札制度が変わりました

- 暴力団員等*や、役員に暴力団員等*がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等*から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

注意! 「陳述」欄の「口自己の計算において…ありません」の口のチェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など(なお、入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。)にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月21日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 本 間 芙美子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月 6日から 令和 8年 5月13日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月20日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月 3日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所第3民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 5月25日 午前 9時10分から 令和 8年 5月29日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月21日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 北足立郡伊奈町中央一丁目
地 番 110番
地 目 宅地
地 積 7067.11平方メートル
共有者 A 持分706655分の12136
- 2 所 在 北足立郡伊奈町中央一丁目 110番地
家屋 番号 110番の7
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 54.44平方メートル
2階 42.23平方メートル
所有者 A



物 件 明 細 書

令和 8年 3月27日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 本 間 芙美子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 北足立郡伊奈町中央一丁目
地 番 110番
地 目 宅地
地 積 7067.11平方メートル
共有者 A 持分706655分の12136
- 2 所 在 北足立郡伊奈町中央一丁目 110番地
家屋 番号 110番の7
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 54.44平方メートル
2階 42.23平方メートル
所有者 A



令和7年(ケ)第 296号
令和7年12月23日受理
令和8年 2月10日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所

執行官 関田 暁彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 北足立郡伊奈町中央一丁目
地 番 110番
地 目 宅地
地 積 7067.11平方メートル
共有者 A 持分706655分の12136
- 2 所 在 北足立郡伊奈町中央一丁目 110番地
家屋 番号 110番の7
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 54.44平方メートル
2階 42.23平方メートル
所有者 A



不動産の表示	「物件目録」のとおり													
住居表示	(住居表示未実施)													
土地	物件1													
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)													
形状	<input checked="" type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>													
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地共有者A <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地の内、下記建物の敷地(121.36平方メートル)上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり													
下記以外の建物(目的外建物)	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある(物件1共有者らの所有する戸建住宅が存在する)													
その他の事項	117番の土地は所有名義を埼玉県とする。現況は公衆用道路である。													
建物	物件2													
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:													
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積:</td> </tr> </table>		{	種類:		構造:		床面積:						
{	種類:													
	構造:													
	床面積:													
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり													
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)													
その他の事項														
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年()第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>		{	地方裁判所	支部	平成	年()第	号		保管開始日	平成	年	月	日
{	地方裁判所	支部	平成	年()第	号									
	保管開始日	平成	年	月	日									
土地建物の位置関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり													

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ A (債務者兼所有者)</p>	<p>1 目的建物は、私が居宅として使用し、一人で居住しています。</p> <p>2 目的建物につき、雨漏り等の不具合はありません。以前、建物内で犬を飼っていたことがありますので、建具や壁面、床などに傷みがあります。</p> <p>3 目的土地は大勢で共有しています。共有者それぞれが、目的土地上に、建物を所有しています。それぞれの建物の敷地は、きちんと区画され、日常生活においては特に問題はありません。</p> <p>将来的には共有関係を解消していこうといった話もあるようなのですが、今の段階では具体的なことは何も決まっています。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

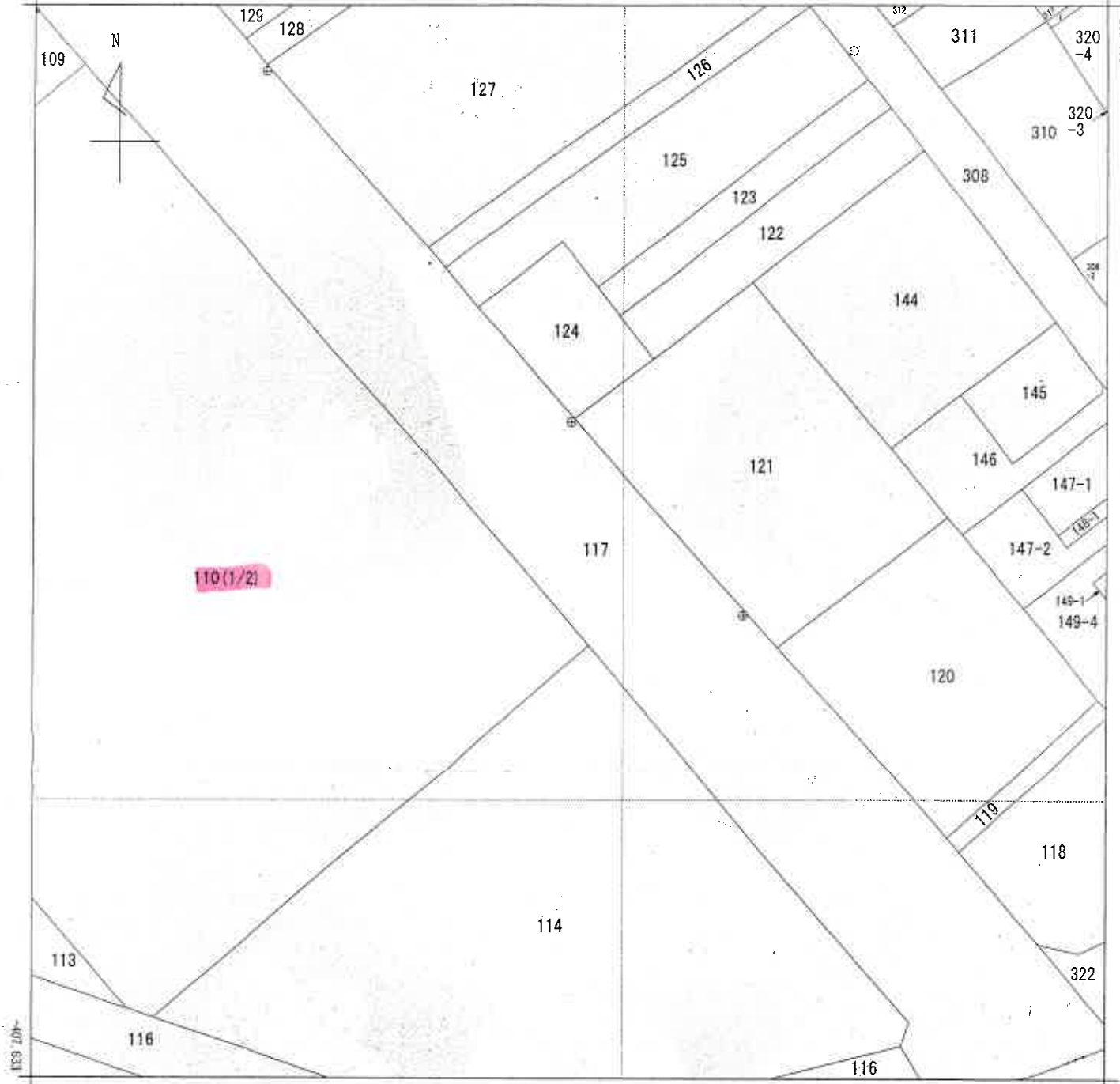
- 目的物件の外観調査及び内部調査の状況、債務者兼所有者の陳述等を総合勘案し、占有関係については2枚目のとおり認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R8年1月7日(水) 8:05-8:15	物件所在地	物件調査, 占有確認, 外観写真撮影, 連絡票を投函
R8年1月27日(火) 10:00-10:10	さいたま地方法務局	接道について土地全部事項証明書を交付申請
R8年1月28日(水) 14:10-14:15	物件所在地	占有確認, 解錠予告通知を投函
R8年2月6日(金) 9:10-9:40	物件所在地	物件調査, 占有確認, 内部調査実施・内部写真撮影, 債務者兼所有者と面談(評価人同行)
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和8年2月6日 目的物件は施錠され, 戸外から呼びかけたが何ら応答が無かった。立会人を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入ったところ, 債務者兼所有者Aが在宅していた。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)



地番区域見出
中央1丁目

請求部	所在	北足立郡伊奈町中央一丁目			地番	110番			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系 番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	令和2年11月20日			備付年月日 (原図)	令和2年11月24日		補事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局上尾出張所管轄)

令和7年10月21日

東京法務局府中支局

地図整理番号：M62202

登記官

(2/2)

(本図は原本を70%に縮小)

(6枚目)

(座標値種別：測量成果)

-19493.543

-281.633



93

107

108

109

117

110(2/2)

111

116

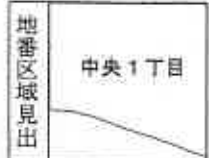
112

113

-407.633

-19018.543

(座標値種別：測量成果)



請求部	所在	北足立郡伊奈町中央一丁目			地番	110番				
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	令和2年11月20日			備付年月日(原図)	令和2年11月24日			補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局上尾出張所管轄)

令和7年10月21日

東京法務局府中支局

登記官

地図整理番号：M62202

(1/2)

(本図は原本を70%に縮小)

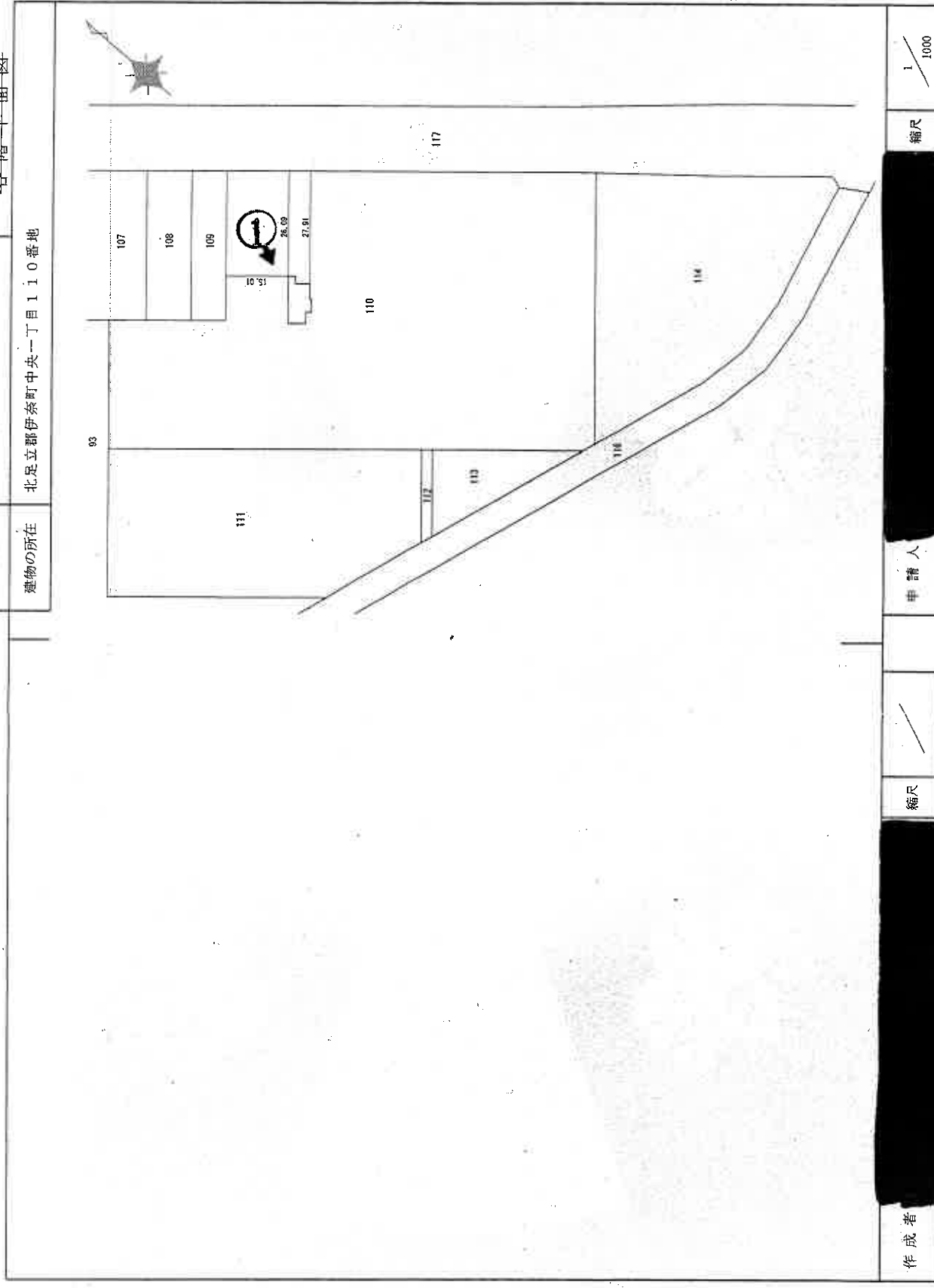
(7枚目)

登記年月日：令和2年11月24日

各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号	110番の7
建物の所在	北足立郡伊奈町中央一丁目110番地



作成者	申請人	縮尺	1 / 1000
-----	-----	----	----------

(本図は原本を70%に縮小)

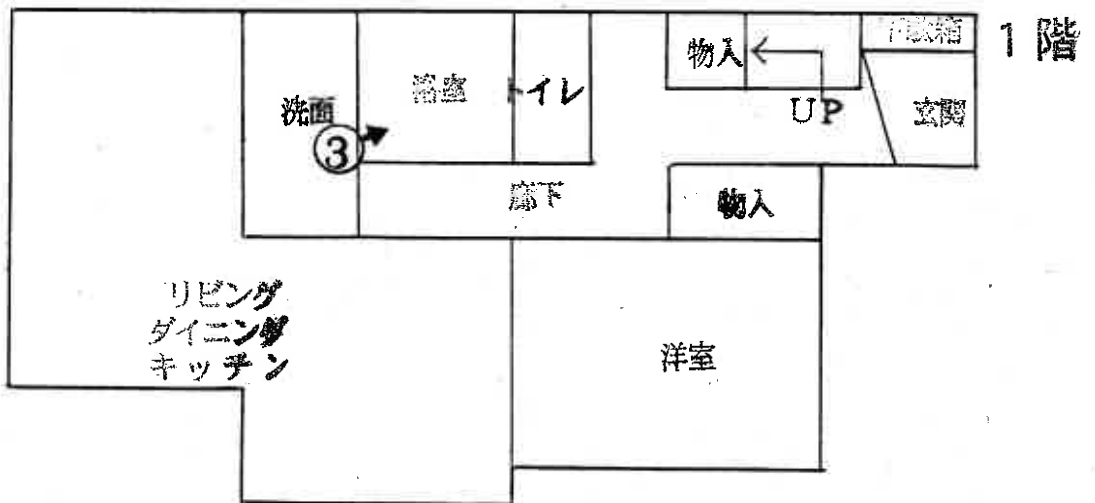
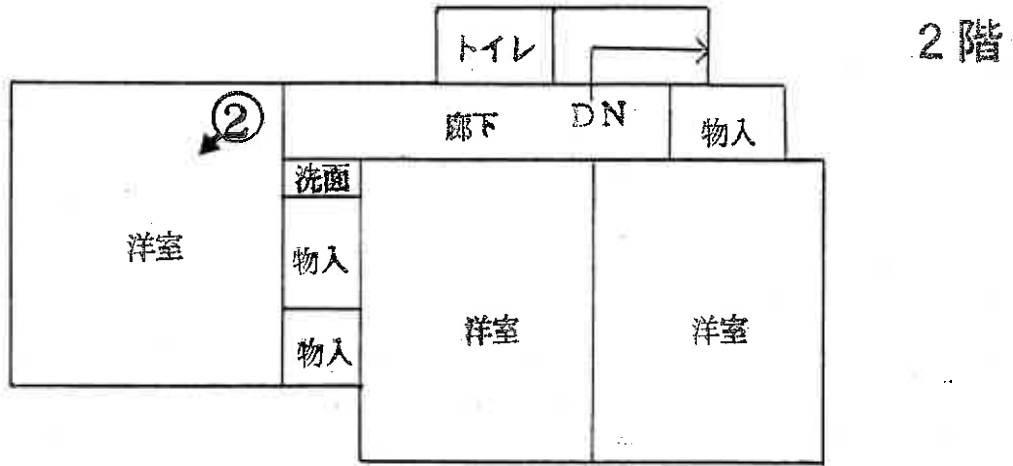
○ 写真撮影位置

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (さいたま地方務局上尾出張所管轄)
 令和7年10月21日 東京法務局府中支局

登記簿

(8枚目)

建物見取図 (○は写真撮影位置を示す。)





①



②



③

(10枚目)

令和7年(ケ)第296号
令和8年2月6日 現地調査
令和8年2月17日 評価

さいたま地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
儀 部 忠 司 印

物 件 目 録

- 1 所 在 北足立郡伊奈町中央一丁目
地 番 110番
地 目 宅地
地 積 7067.11平方メートル
共有者 A 持分706655分の12136
- 2 所 在 北足立郡伊奈町中央一丁目 110番地
家屋 番号 110番の7
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 54.44平方メートル
2階 42.23平方メートル
所有者 A

第1 評価額

一括価格	
金8,520,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金5,230,000円
物件2（建物）	金3,290,000円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	
物件 番号	特 記 事 項		
	な し		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	埼玉新都市交通伊奈線「伊奈中央」駅の南方約330m(直線距離)に位置する。	
付近の状況	低層の戸建住宅が区画整然と建ち並ぶ住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% なし なし
画地条件	地形 地勢 その他	7,067.11㎡ (うち持分706655分の12136) 不整形 (物件1土地全体) 平坦 特になし
物件2建物敷地の 接面道路の状況	物件2建物の存する敷地(建築確認上の地積121.36㎡)は物件1土地内にあって、その中心部からやや北西寄りに位置している。物件2建物が存する敷地(建築確認上の地積121.36㎡)が北東側で接面する道路は物件1土地の一部に該当するが、当該道路の状況は下記のとおりである。 北東約5m舗装私道(建築基準法上42条1項2号の道路)にほぼ等高接面	
物件1土地全体の 利用状況等	物件2建物の敷地として利用されているほか、物件1土地の共有者らの所有する戸建住宅や私道、ゴミ置き場などとして利用されている。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：あり(集中プロパンガス) 下水道：あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	

<p>特 記 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物件2建物敷地の北東方に存する県道道路端から物件2建物敷地に向かって25m以内が第1種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）、25mを越えて第1種低層住居専用地域（建蔽率50%、容積率80%）である。物件2建物敷地の存する位置は、両用途地域にまたがっている。 ・ 伊奈町役場担当課によれば、物件1はかつて土地区画整理事業の区画整理地内の土地であったが、当時は従前地分筆ができなかったため共有のまま換地処分となったとのこと。物件1土地の共有者らへは「分筆と共有物分割の登記の手続きのお願い」に関する文書を発送しているとのことだが、現地調査日現在においても共有のままとなっている。共有状態を解消するためには、共有者同士が話し合い、位置・数量を確定し、所有権として登記し直す必要がある。 ・ 物件1土地は共有であるものの、物件2建物の建築確認上の敷地面積としては121.36㎡である（越谷建築安全センター杉戸駐在で入手した建築計画概要書では、物件2建物の存する敷地面積は121.36㎡との記載がある）。
----------------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存等 耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成17年7月29日新築 経過年数：約20年 経済的残存耐用年数：約5年
仕 様	構造：木造 屋根：瓦葺 外壁：サイディング、その他 内壁：化粧合板、その他 天井：クロス貼り、その他 床：フローリング、その他 設備：電気、ガス、給排水等 その他：特になし ※アスベストの存否は不明
床面積（現況）	前記第3目的物件欄のとおり
現況用途等	前記第3目的物件欄のとおり
品 等	使用資材：普通 施工：普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	所有者が居宅として利用している。
特記事項	特になし

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地の持分）

目的土地（持分）の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積×共有持分 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	93,100	1.02	7067.11×12,136/706,655	0.90	10,370,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格（公示地価格等からの規準）

基準地 伊奈-2

公示地価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $93,600\text{円}/\text{㎡} \times 101/100 \times 100/101.5 \times 100/100 \approx 93,100\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件等を考慮した。

◇地域格差：公示地等の所在する地域は対象地域に比し、街路条件で劣るも、交通接近条件が優る。総合で格差なしと判断した。

イ 個別格差：接面方位等を考慮した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	170,000	96.67	0.16	2,630,000

ウ 現価率：

経過年数約20年、経済的残存耐用年数約5年、観察減価率(中古建物の市場性等も考慮)-20%

(計算式) $5 / (20 + 5) \times (1 - 0.2)$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。なお、目的物件は、建物が経済的耐用年数を経過しているため、収益還元法は適用しなかった。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	10,370,000	0.20	場所的利益	2,070,000

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	10,370,000	-2,070,000		0.9	0.7	5,230,000
2	2,630,000	+2,070,000	1.0	1.0	0.7	3,290,000
一括価格 (合計)						8,520,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：共有持分であることを考慮した。

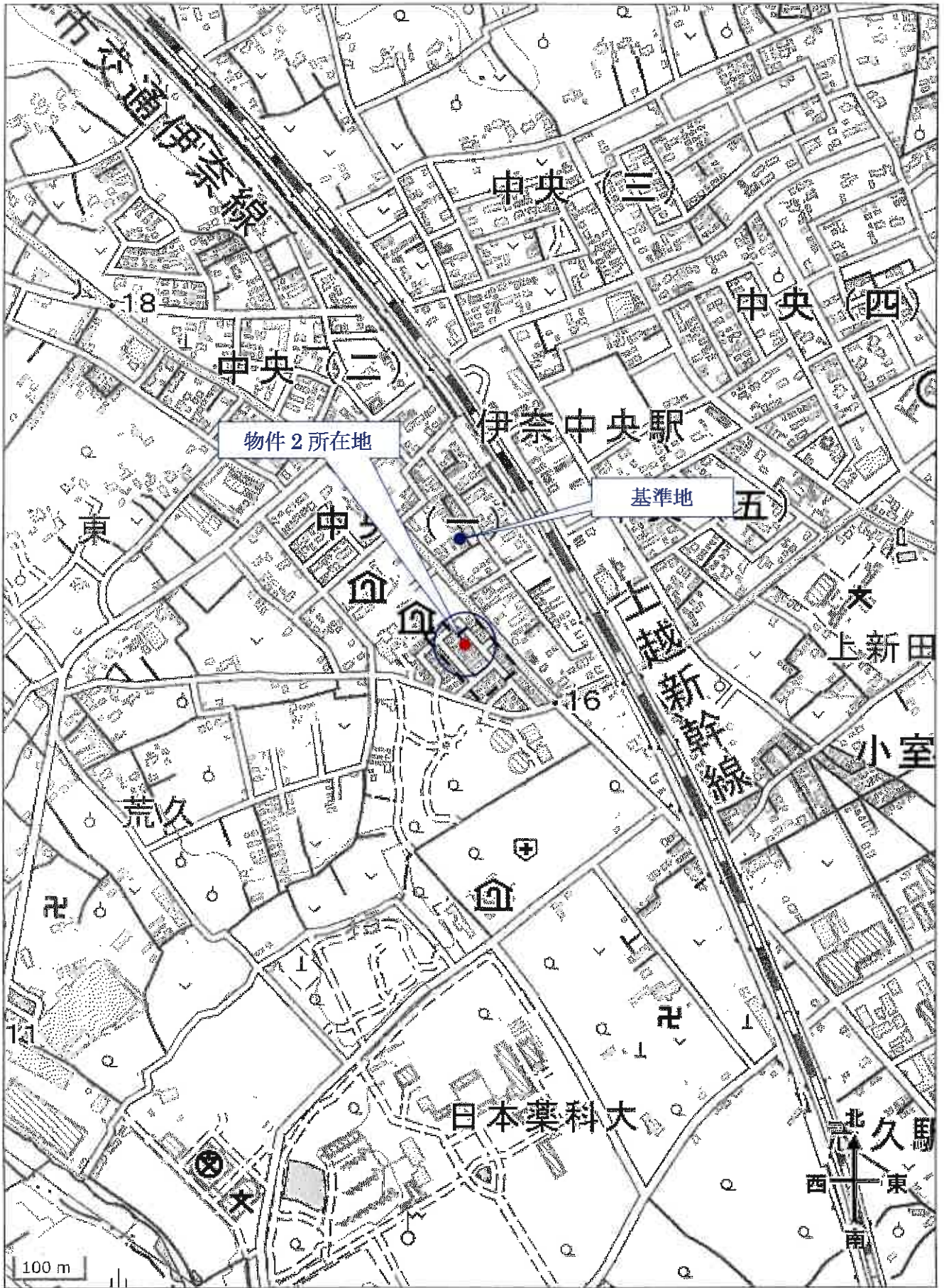
オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

基準地価格 (伊奈-2)
所 在 : 北足立郡伊奈町中央1丁目179番外
価 格 : 93,600円/m²
位 置 : 埼玉新都市交通伊奈線「伊奈中央」駅約260m(道路距離)
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 109m²
供給処理施設 : ガス・水道・下水
接 面 道 路 : 北東4.0m町道
用 途 指 定 等 : 第1種住居地域(建蔽率60%、容積率200%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅が多く見られる区画整理済の住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写



(座標種別：測量成果)

-19493.543

407.639

N

107

108

109

93

110(2/2)

111

116

113

407.639

-19618.543

(座標種別：測量成果)

地番区域見出し

中央1丁目

請求部	所在	北足立郡伊奈町中央一丁目			地番	110番		
出方尺縮	1/500	精度区分	甲一	座標系 符号記号	分類	地図(法第14条第1項)	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	令和2年11月20日			備付年月日 (原図)	令和2年11月24日		補記事項	

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局正尾出張所管轄)

令和7年10月21日

東京法務局府中支局

登記官

地図整理番号：M62202

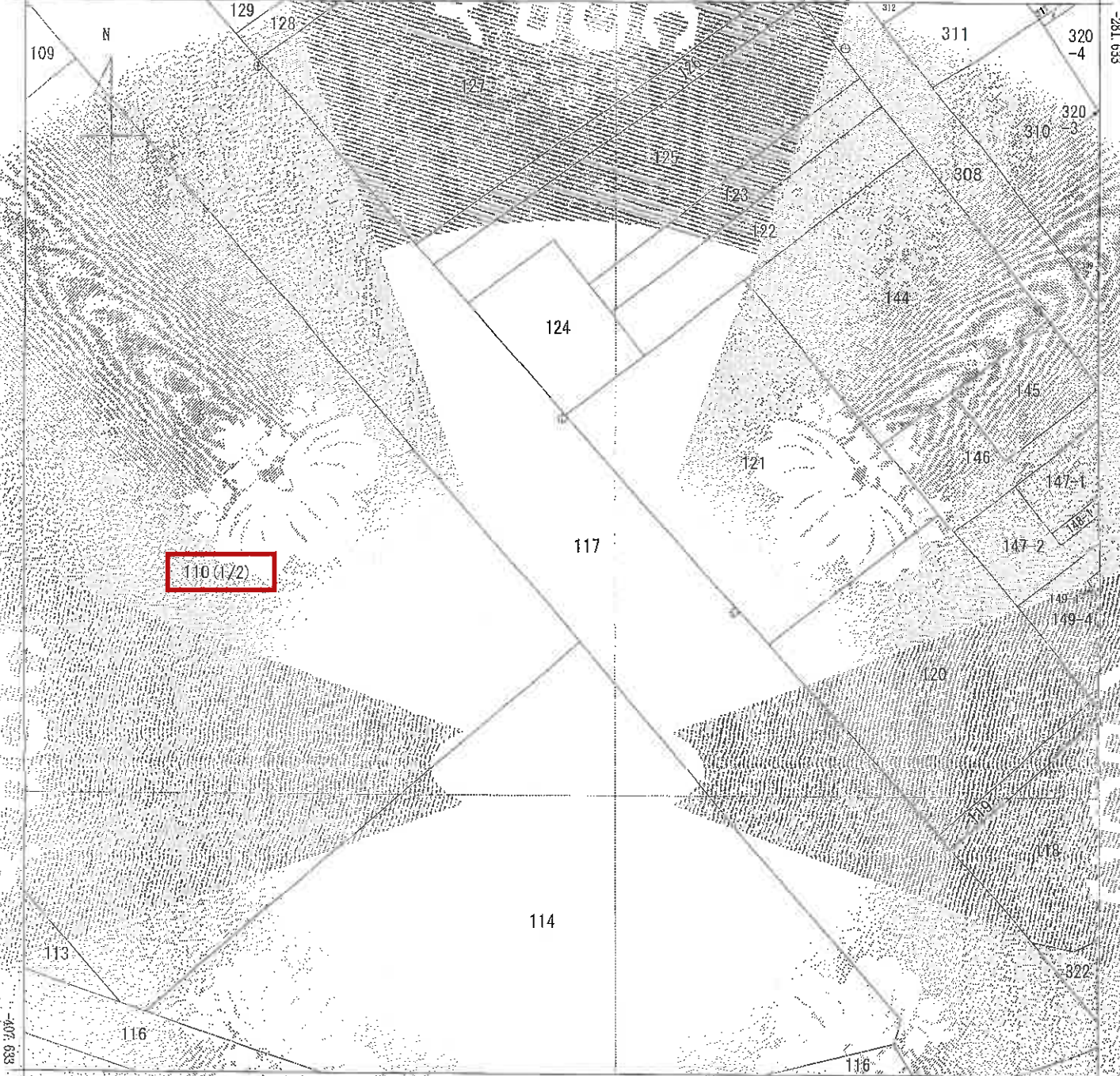
(1/2)

A3判をA4判に縮小

1 319
B 108

(座標値種別：測量成果)

-19368.543



-19493.543 (座標値種別：測量成果)

地番区画見出し
中央1丁目

請求部	所在	北足立郡伊奈野中央一丁目			地番	110番		
出縮	1/500	精度区分	甲一	座標系 番号又は 記号	区分	地図(法第14条第1項)	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	令和2年11月20日		備付年月日 (原図)	令和2年11月24日		前記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方務局上尾出張所管轄)

令和7年10月21日

東京法務局府県支局

登記官

地図整理番号：M62202

(2/2)

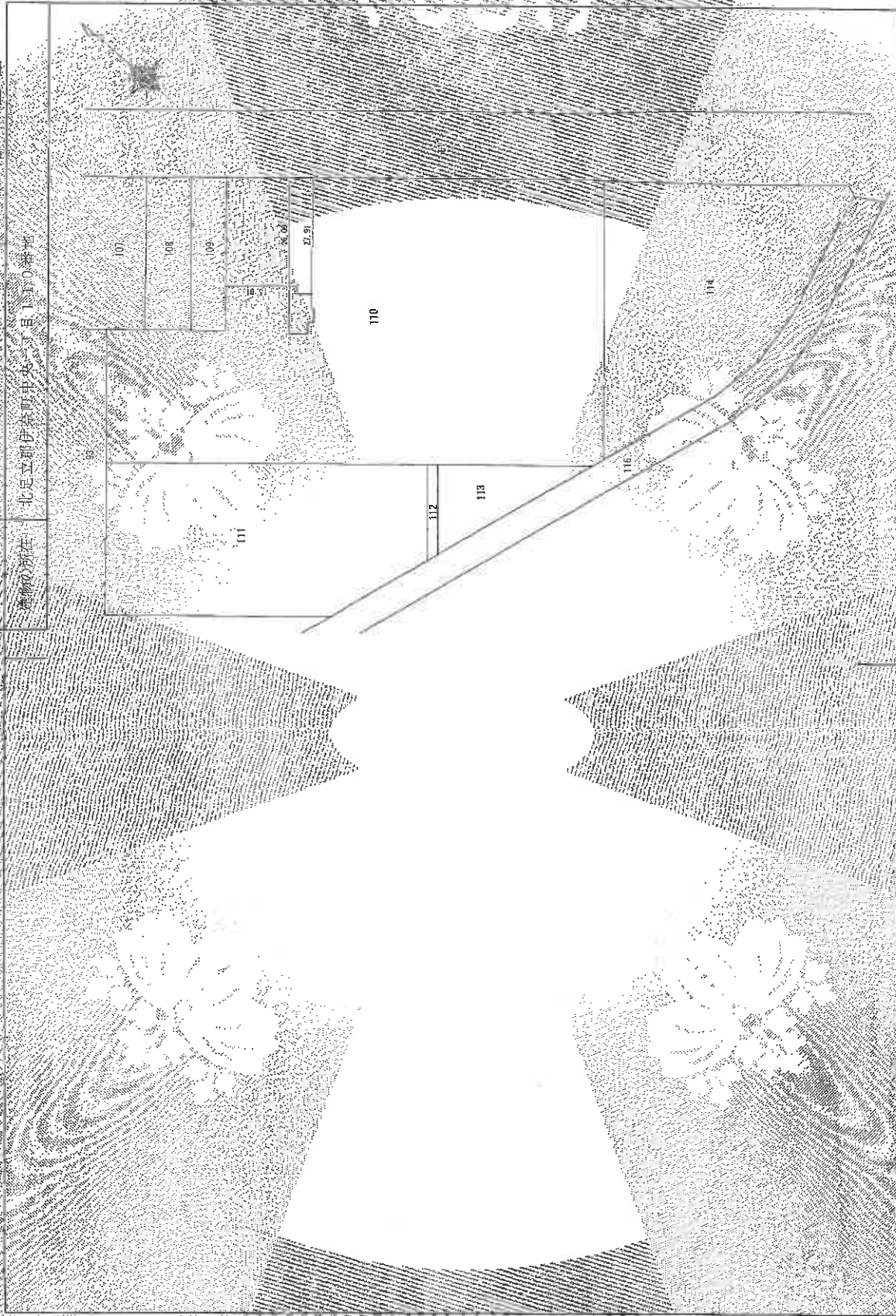
A3判をA4判に縮小

登記年月日：令和2年11月24日

建物図面

家賃番号：1-10棟の7
建物名称：北足立町伊奈町中央一丁目1-10番地

在り平面図



縮尺 1000

甲種入

縮尺

縮尺

これは図面に記載されている内容を証明する図面である。
(さいたま地方支務局より提出所管轄)

令和7年10月21日

東京支務局第四区局

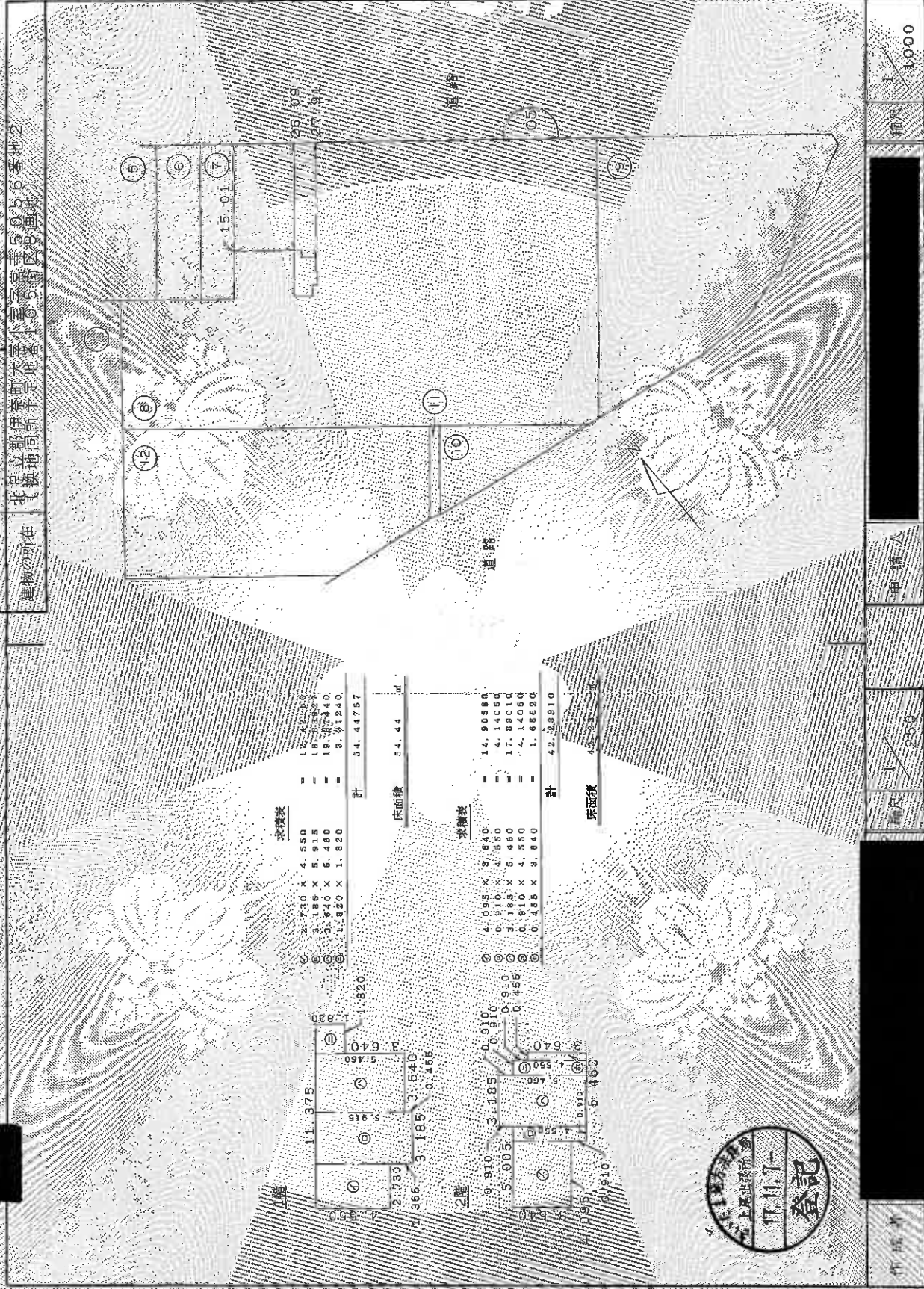
6127546

各層平面図

家屋番号 50556-2

建築物の所在 北見支庁伊奈郡大空町小高5丁目5番地2
建築物の所在 北見支庁伊奈郡大空町小高5丁目5番地2

建築物各階平面図



A3判をA4判に縮小

A3判をA4判に縮小

くろのり

くろのり

くろのり

① 全A3判11冊分
産物印刷株式会社 印刷部C部
所在地 東京都原宿区中井1丁目1-10亦地
家庭用 販売 1冊1,100円
令和2年4月25日現在

北足立郡伊奈町中井1丁目10-7

(注) 下図のあるものは必ずしも正しくありません。

0202

請求番号：8-1